

賃貸借契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に定める自動車（以下「自動車」という。）を賃貸し、甲は、これを貸借するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、自動車の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和7年6月2日から令和10年3月31日までとする。

（自動車の引渡し）

第3条 乙は、別紙仕様書に定める引渡し場所において、賃貸借期間の初日に自動車を甲に引き渡さなければならない。ただし、引渡しが遅れる旨を事前に甲に対して通知し、その間同等の代車により代用が可能と甲が承諾した場合を除く。

2 乙は、前項の規定による引渡し前に、運行に必要な一切の手続を完了するものとする。

（賃貸借料等）

第4条 自動車の賃貸借料（車両の維持、管理及びメンテナンスに要する経費等を含む。以下同じ。）並びに消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」という。）は、次のとおりとする。

賃貸借料	金	円（月額金	円）
消費税及び地方消費税額	金	円（月額金	円）
合計	金	円（月額金	円）

（費用の負担）

第5条 自動車の引渡しに要する一切の費用は、乙の負担とする。

2 公租公課その他一切の賦課金（消費税及び地方消費税を除く。）は、乙が負担する。ただし、賃貸借期間中に自動車について新税が創設され、又は自動車税、自動車重量税、自動車保険料等が変更されたときは、乙は、新たな費用又は増加額を甲に請求することができる。

（契約保証金）

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、免除する。）

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（賃貸借料等の請求及び支払）

第7条 賃貸借料等は、毎月分割払とし、乙は、翌月の10日までに賃貸借料等の月額を記

載した支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に賃貸借料等の月額を支払うものとする。

(自動車のメンテナンス等)

第8条 乙は、賃貸借期間中、次条に定める場合を除き、自動車について必要な維持、管理、メンテナンス及び修理を行うものとする。

(修理に要する費用の負担)

第9条 甲は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 甲の故意又は重大な過失に起因する自動車の損傷の修理に要する費用
- (2) 天変地異等不可抗力による自動車の損傷の修理に要する費用

(売却等の制限)

第10条 乙は、甲の承諾を得ないで自動車を第三者に売却又は貸与してはならない。

- 2 乙は、自動車に抵当権その他形式のいかなを問わず、甲の自動車の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(形状等の変更、部品等の追加装着)

第12条 甲が自動車の形状等を変更する場合又はこの契約以外の部品等の追加装着をする場合には、乙の承諾を得て行い、これに係る一切の費用は甲が負担し、その所有権については乙が承諾した場合を除き全て乙に帰属するものとする。

(契約不適合責任)

第13条 自動車の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

(自動車の返還)

第14条 甲は、賃貸借期間が満了したときには、引渡し場所において自動車を乙に返還するものとする。

- 2 前項の規定により自動車が返還された場合であって、自動車若しくはその附属品に通常の使用による損耗以上の損傷があったとき又は改造、模様替え等による価値の減少があったときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

- 3 乙の都合による契約の解除又は契約期間満了に伴う自動車の撤去に要する荷造り及び運送の費用は、乙の負担とする。

(管理義務)

第15条 甲は、善良な管理者の注意をもって自動車を管理するものとする。

(通知義務)

第16条 甲について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、甲は乙に対し直ちにこ

れを通知しなければならない。

(1) 自動車について著しい破損、滅失(天変地異等不可抗力によるものを含む。)、盗難若しくは紛失の事故を生じたとき又は乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。

(2) 自動車の管理又はその使用に起因して第三者に人的又は物的な損害を与えたとき。
(損害賠償)

第17条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(契約に係る費用)

第19条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

乙